

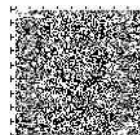
概要版

狛江市第1次地域共生社会推進基本計画

～あいとぴあレインボープラン～



令和6年3月
狛江市



地域共生社会とは？

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



厚生労働省 HP より

【具体例】

80歳代の認知症の疑いのある母（A）と、50歳代で発達障がいの疑いがあり大学卒業後からひきこもり状態にある子ども（B）の、二人暮らし世帯（いわゆる「8050（ハチマルゴーマル）」世帯）で、最近BさんがAさんを怒鳴る声が聞こえる、家から異臭がすると近隣住民から民生委員に連絡があり、民生委員を通じて福祉保健部の職員に連絡があった。



【今までの対応】

Aさん：「認知症」という課題
介護保険サービスの提供

Bさん：「発達障がい」という課題
障がい福祉サービスの提供

特定の「誰か」や特定の「何か」に経済的支援やサービスを届けてきました。しかしながら、Aさん、Bさんが安心して地域で生活するためには、今までの対応だけで十分でしょうか？



○Aさん、Bさんがそれぞれ介護保険サービスや障がい福祉サービスを受けるためには、Aさん、Bさんから行政への申請が必要ですが、Bさんはひきこもり状態であり、Bさんが自ら申請することは考えにくい状況です。



○Aさんが自分は認知症であると思っていない場合や、Bさんが発達障がいであると思っていない場合はどうするのかという問題があります。



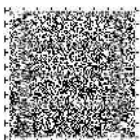
○Aさん、Bさんが福祉サービスを受けるためには、それぞれ医師による認知症、発達障がいの診断が必要ですが、Aさん、Bさんが受診を拒否している場合はどうするのかという問題もあります。



○Aさん、Bさんがそれぞれ福祉サービスを受けられた場合でも、BさんからAさんへの虐待の疑いがあること、また、異臭の課題もあることから生活環境の改善も必要で、その点をどのように解決するかという問題もあります。



このように、特定（個別）の問題の解決だけではなく、様々な問題を解決しないと、Aさん、Bさんが安心して地域で生活することはできません。



- ① 制度・分野ごとの「縦割り」を超える
- ② 「支え手」「受け手」という関係を超える
- ③ 「世代や分野」を超えてつながる



①制度・分野ごとの「縦割り」を超える

Aさん、Bさん、その世帯が事例のように複数の課題を抱えている場合に、高齢者福祉、障がい者福祉というように分野ごとに課題を捉えるだけでなく、世帯まるごと、あるいはAさん、Bさんを取り巻く地域社会を含め、制度・分野ごとの「縦割り」を超えた生活全体の包括的な支援を考えていくことが大切です。

②「支え手」「受け手」という関係を超える

皆さんも支えているつもりが、実は自分も相手の存在に支えられていると感じたことはありませんか。

行政サービスでは、「支え手」「受け手」という役割がはっきりと区分されていることが多いですが、日常の暮らしに目を向けたときに、役割や人と人との関係性は固定化されていません。

また、他の人との関わりの中で、自分は認められている・役に立っていると感じ、自分の存在意義が確かめられることにより、それが生きる力につながることもあります。

例えば、ひきこもり状態にあるBさんとの信頼関係を築くためには、Bさんと同じような経験があるCさんにピアサポート（仲間同士の支え合い）をしてもらい、地域社会とつながりを持つことから始めることなどが考えられます。

「支え手」「受け手」という関係を超えて、支え合いの関係性を創っていくことが大切です。

③「世代や分野」を超えてつながる

Aさん、Bさんの課題は、福祉分野に関わる人や既存の福祉サービスだけで解決することは難しいです。例えば、多世代・多機能型交流拠点のような「居場所」を利用することにより、様々な世代や様々な分野を超えてつながることで、幅広い生活課題の解決の糸口となることが考えられます。



1. 計画策定の経緯

全ての市民が、生涯にわたり個人として人間性が尊重され、
生きがいをもって、ともに生きる豊かな福祉社会

狛江市福祉基本条例より

狛江市では、狛江市福祉基本条例で、地域共生社会を上記のような社会と定義しています。
このような社会を実現すべく、次のような取組を行ってきました。

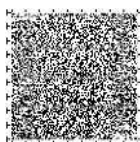
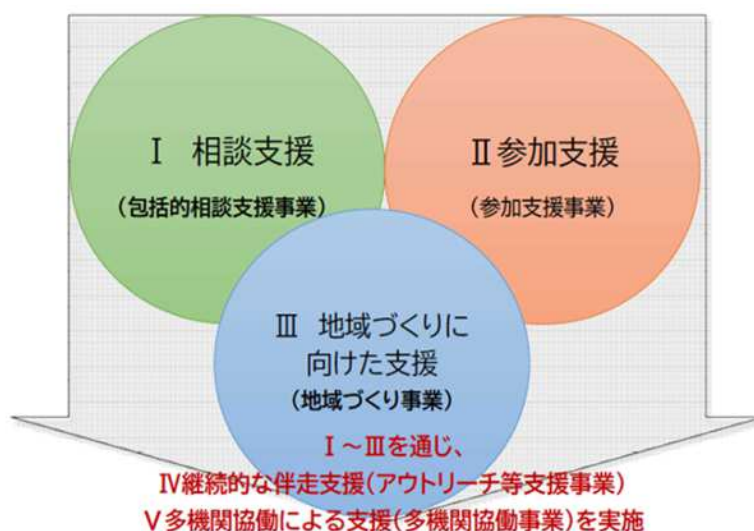
平成 30 (2018) 年度	コミュニティソーシャルワーカー を市内に段階的に配置 (令和 4 年度に全て配置、3 人)	①制度・分野ごとの「縦割り」を超える相談支援
	福祉カレッジの試行実施 (地域福祉の担い手育成)	
令和 4 (2022) 年度	市内全ての日常生活圏域への福祉 のまちづくり委員会の設置 (地域の課題を地域住民で解決する仕組み)	②「支え手」「受け手」という関係 を超えて支え合いの関係性の構築
	多世代・多機能型交流拠点 ふら っとなんぶの開設	③「世代や分野」を超えてつながる 居場所づくり
	つなぐシートの運用開始	①制度・分野ごとの「縦割り」を超える相談支援

令和 4 (2022) 年度からは、狛江らしい地域共生社会を実現するための事業計画（狛江市第 1 次重層的支援体制整備事業実施計画）を策定し、以下の 3 つの重層化を進めてきました。

①支援の重層化

「Ⅰ 相談支援」、「Ⅱ 参加支援」、「Ⅲ 地域づくりに向けた支援」を連携させ、一体的に実施することで、制度・分野ごとの「縦割り」を超えた「Ⅳ 継続的な伴走支援」及び「Ⅴ 多機関協働による支援」を実現します。

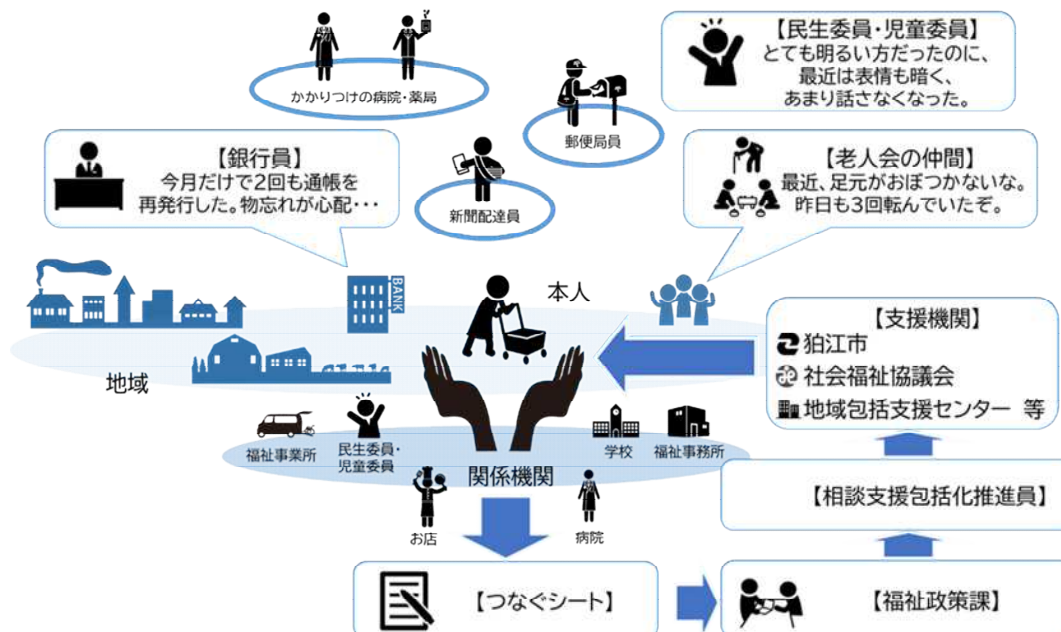
制度・分野ごとの「縦割り」を超える



②つなぎの重層化

つなぎシートを活用し、様々な窓口で相談を受けた際、気付いたことがあった場合に情報を共有することで、複雑化・複合化した課題を抱えた市民や世帯に支援を届けられるようになります。

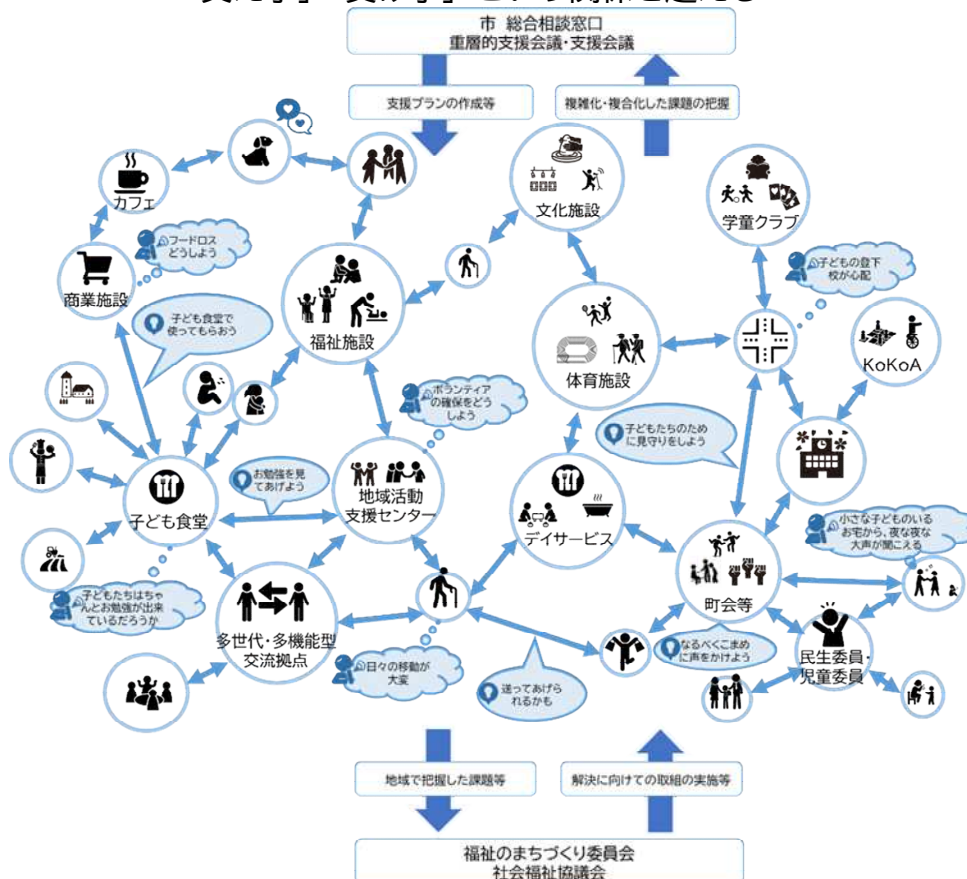
「世代や分野」を超えてつながる



③出会いの重層化

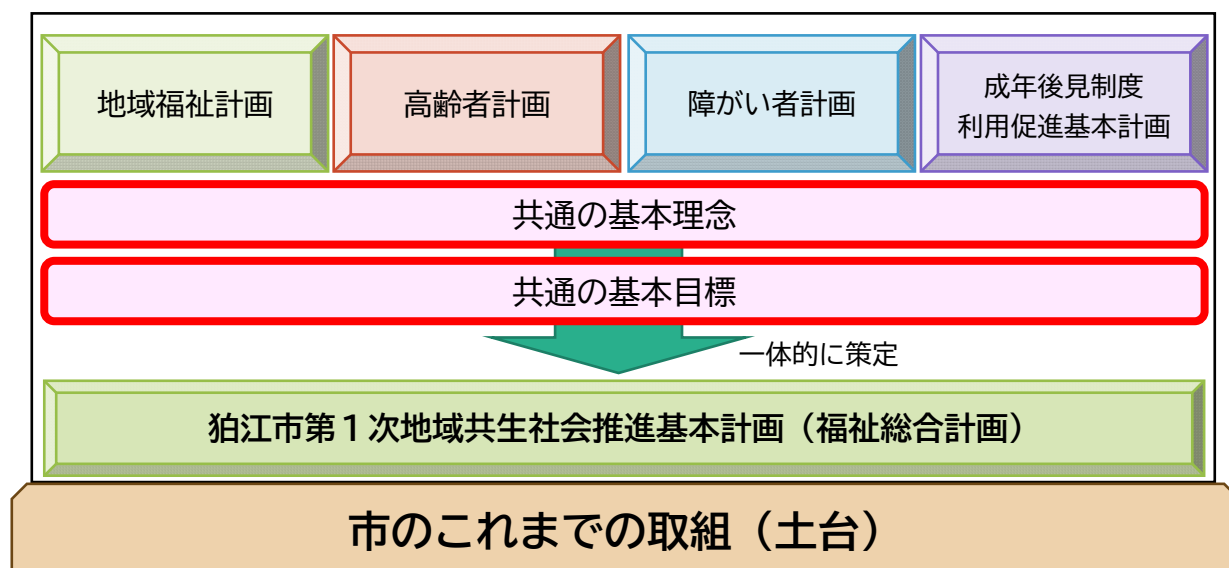
人と人との出会い・つながりが、やがて支え合いとなります。多様な地域社会の担い手として関わることでできる枠組み（プラットフォーム）での支え合いが重なり合うことで、地域のセーフティネットとして機能するとともに、相談窓口につながる可以考虑。

「支え手」「受け手」という関係を超える



2. 計画策定の基本的な考え方

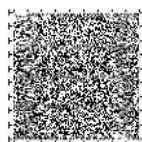
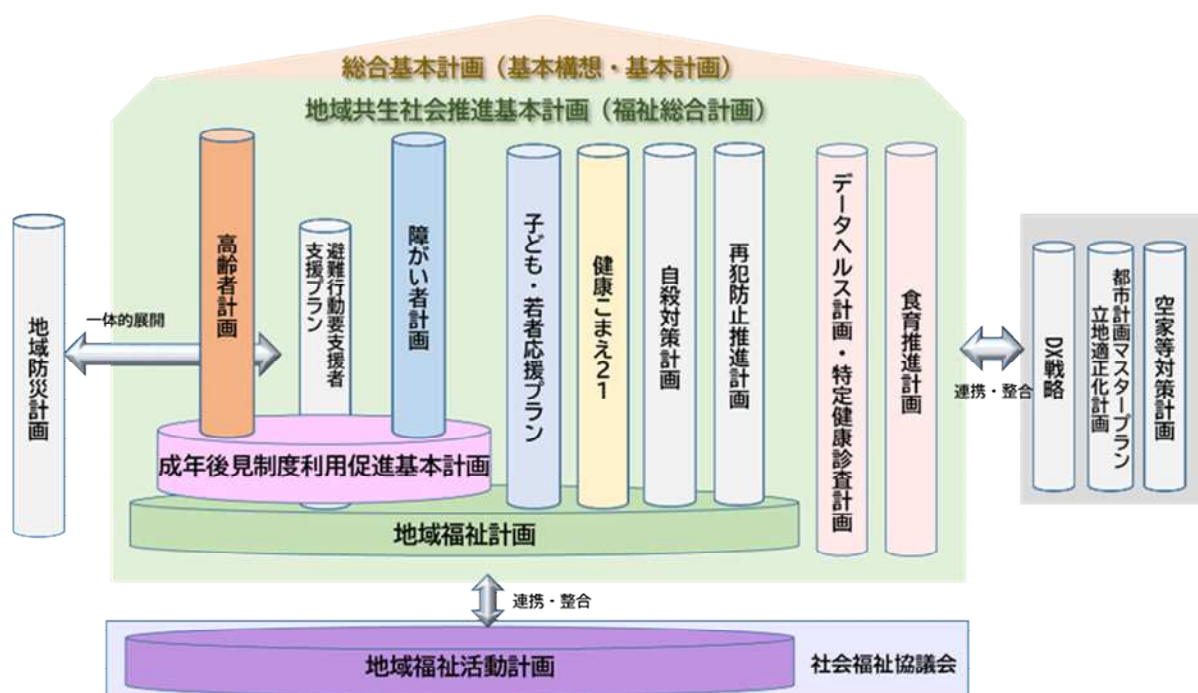
市のこれまでの取組を踏まえて、共通の基本理念及び基本目標のもと、地域福祉・高齢者福祉・障がい者福祉・権利擁護支援の4分野の計画を、狛江市第1次地域共生社会推進基本計画として一体的に策定しました。



3. 計画体系上の位置付け

(1) 福祉総合計画との関係

狛江市福祉基本条例では、地域共生社会を実現するため、市民の生活の視点から市民福祉に関する基本的かつ総合的な福祉計画（福祉総合計画）を策定しなければならないとしており、狛江市第1次地域共生社会推進基本計画を、「福祉総合計画」として位置付けています。



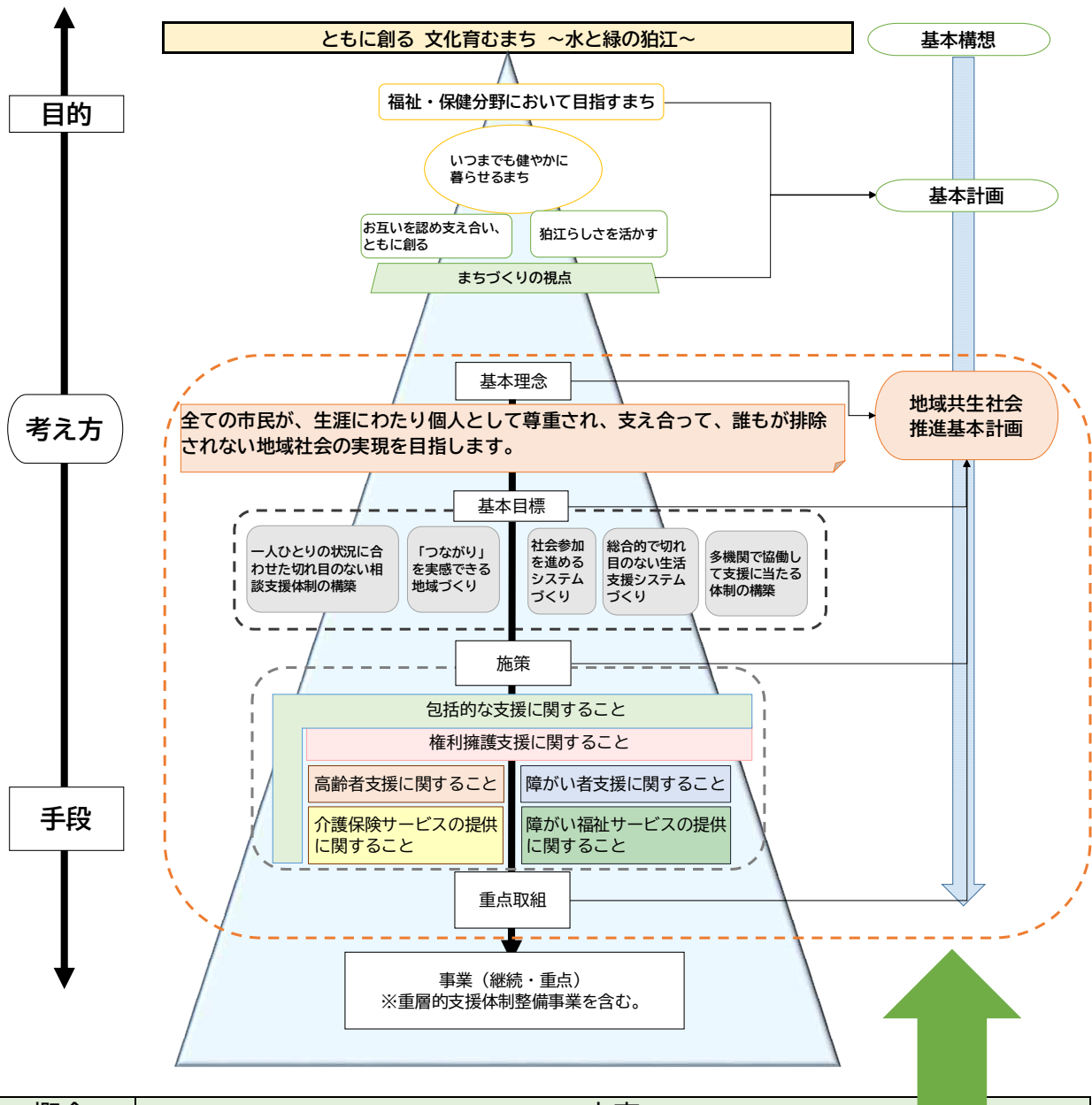
(2) 地域共生社会推進基本計画の構成計画

No.	計画名称	本計画書
1	狛江市第5次地域福祉計画	○
2	狛江市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画	○
3	狛江市障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画	○
4	第2期こまえ子ども・若者応援プラン	
5	健康こまえ21（第2次）	
6	第3期狛江市国民健康保険データヘルス計画・第4期狛江市特定健康診査等実施計画	
7	狛江市食育推進計画（第2次）	
8	いのち支える狛江市自殺対策計画	
9	狛江市第1期成年後見制度利用促進基本計画	○
10	狛江市第1次再犯防止推進計画	
11	狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプラン（令和3年修正）	



4. 計画の全体像・計画で記載する事項

本計画では、赤囲いの範囲の事項を記載しています。なお、事業については、別途、実施計画を策定します。



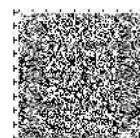
概念	内容
基本理念	「基本的価値観」のもと、福祉のまちづくりとして達成すべき長期的な「目的」を示すものです。構成計画で共通の基本理念を定めます。
基本目標	基本理念を実現するための「手段」であり、地域共生社会推進基本計画期間内において達成すべき「目的」を示すものです。構成計画で共通の基本目標を定めます。
施策	基本目標を実現するための「手段」であり、実現に向けて取り組む方策、取組の方向性を示すものです。
重点取組	施策を実現するための「手段」であり、本計画期間内に施策の実現に向けて特に重視して取り組む具体的な方策を示すものです。
事業	重点取組を実現するための「手段」であり、行政活動の最小単位です。実施するために財源が必要となる事業については、予算による裏付けが必要です。

5. 計画期間

令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間の計画です。

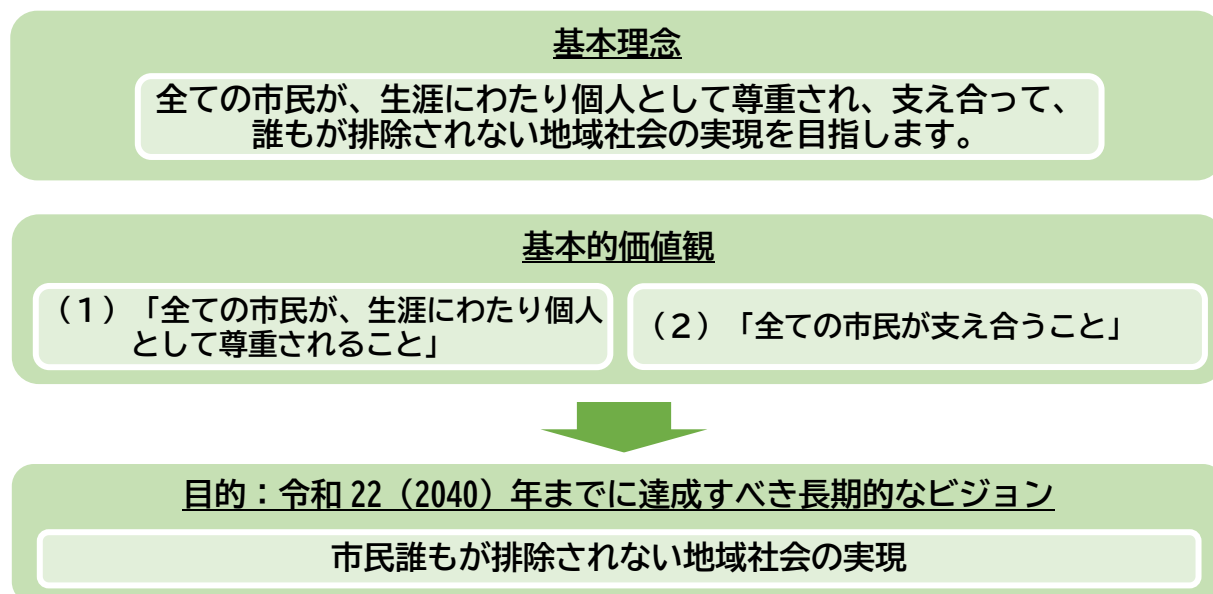
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
狛江市基本構想		第4次（令和2（2020）年度～）								
狛江市基本計画		前期（令和2（2020）年度～）				後期				
	地域共生社会推進基本計画				第1次					
	地域福祉計画	第4次（平成30(2018)年度～）			第5次					
	成年後見制度利用促進 基本計画	調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市 成年後見制度利用促進基本計画								
					第1期※1					
	高齢者計画	高齢者保健福祉計画・ 第8期介護保険事業計画			高齢者保健福祉計画					
					第9期介護保険事業計画		第10期介護保険事業計画			
	障がい者計画	障がい者計画・ 第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画			障がい者計画					
					第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画		第8期障がい福祉計画・ 第4期障がい児福祉計画			
	地方再犯防止推進計画				狛江市第1次再犯防止推進計画					

※ 成年後見計画については、調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画（以下「共通計画」といいます。）と計画期間を令和5（2023）年12月27日付け共通計画の今後の方向性について（以下「5市申合せ事項」といいます。）3に基づき、令和6（2024）年度まで延伸することに伴い、令和6（2024）年度については、共通計画と成年後見計画が併存することになりますが、5市申合せ事項2に基づき、成年後見制度利用促進基本計画を令和6年度以降の成年後見制度利用促進の市町村計画として位置付けています。



6. 基本理念

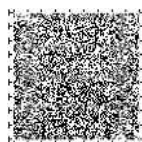
基本理念とは、「基本的価値観」のもと、達成すべき「目的」を示すものです。



7. 基本目標

基本目標とは、本計画の計画期間（令和 6（2024）年度～令和 11（2029）年度）内で達成すべき目標です。

基本目標 1：一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築
複雑化・複合化した地域生活課題を抱える「制度の狭間」の人に対して、包括的な相談支援・サービス提供を可能とするシステムを構築します。
基本目標 2：「つながり」を実感できる地域づくり
市民の誰もが地域の中で役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、その人らしい生活を送ることができる地域社会づくりを進めます。
基本目標 3：社会参加を進めるシステムづくり
既存の社会参加への支援に加え、制度の狭間にある人のニーズも把握し、誰もが広く地域に参加できるシステムを構築します。
基本目標 4：総合的で切れ目のない生活支援システムづくり
地域の課題に気づいた人、支援関係機関、フォーマルサービス、インフォーマルサービスが有機的に連携することで、総合的で切れ目のない生活支援システムを構築します。
基本目標 5：多機関で協働して支援に当たる体制の構築
関係者間の円滑な連携を実現するため、相談支援機関のサポート、調整役の設置に加え、関係者間の協議の仕組みづくりを推進します。

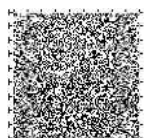


8. 重点取組

本計画では、次の5つの政策課題を踏まえ、4つの視点から重点取組を設定しました。

5つの政策課題	
ア 孤独・孤立対策	イ 全世代型社会保障への転換
ウ 介護予防・認知症施策の推進	エ 障がい者施策の推進
オ 市民同士の新たなつながり・支え合い・助け合いの関係の構築	

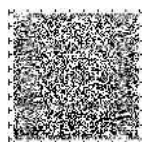
重点取組設定の視点		説明
1	本人の自己決定権の尊重	全ての市民が基本的人権を享有する個人としてその意思が重んじられ、その人らしい生活が保障されます。
2	予防と早期発見・早期支援	孤独・孤立、認知や身体の機能低下の予防とともに、アウトリーチ支援や伴走型支援等により、生活課題を抱える市民と早期につながり、早期に支援します。
3	一人ひとりに寄り添う支援	複雑化・複合化した生活課題や制度の狭間の支援ニーズに対応するため、従来の枠組みに囚われず、支援ニーズを有する市民を中心に置き、地域全体に開かれた形で連携する体制を整備します。
4	つながりの創出	市民一人ひとりが、地域社会の担い手として関わることのできる枠組みや居場所づくりを進め、全ての市民が地域の活動に参加し、つながる機会を創出します。



9. 施策一覧

基本目標		施策 No.	施策	構成計画※
1	一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない相談支援体制の構築	1-1	社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えた方、その世帯等を早期に相談支援につなぐ仕組みづくりを推進します。	地域福祉
		1-2	社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えた方、その世帯等へのアウトリーチ等による伴走型支援の充実・強化を図ります。	地域福祉
		1-3	判断能力に不安がある方の自己決定権を尊重した意思決定支援を推進します。	成年後見
		1-4	生活上の困難を抱えている方への障がい者相談支援体制の充実・強化を図ります。	障がい者
2	「つながり」を実感できる地域づくり	2-1	住民主体による地域生活課題の解決力の強化を図ります。	地域福祉
		2-2	地域住民、地域関係団体、専門職等の共助を高める避難行動要支援者支援体制の充実を図ります。	地域福祉 高齢者 障がい者
		2-3	地域のニーズを適切に把握し、地域のニーズに応じた支え合いの地域づくりを推進します。	地域福祉
		2-4	地域住民が権利擁護支援の担い手として地域社会で活躍できる体制を推進します。	成年後見
		2-5	地域における見守りや一人暮らし高齢者の見守りを強化します。	高齢者
		2-6	認知症の「共生」と「予防」を推進します。	高齢者
		2-7	障がい者理解を推進します。(障害者差別解消法)	障がい者
3	社会参加を進めるシステムづくり	3-1	ユニバーサルコミュニケーションや心のバリアフリーを推進します。	地域福祉 障がい者
		3-2	社会的に孤立し、孤独を感じている市民のニーズを把握し、地域社会への参加に向けたつながりづくりを推進します。	地域福祉
		3-3	権利擁護支援の必要な市民が尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できる環境整備を推進します。	成年後見 高齢者 障がい者
		3-4	高齢者が地域の中で元気に活躍できる環境整備を推進します。	高齢者
		3-5	障がい者の情報保障を推進します。	障がい者

※ 構成計画



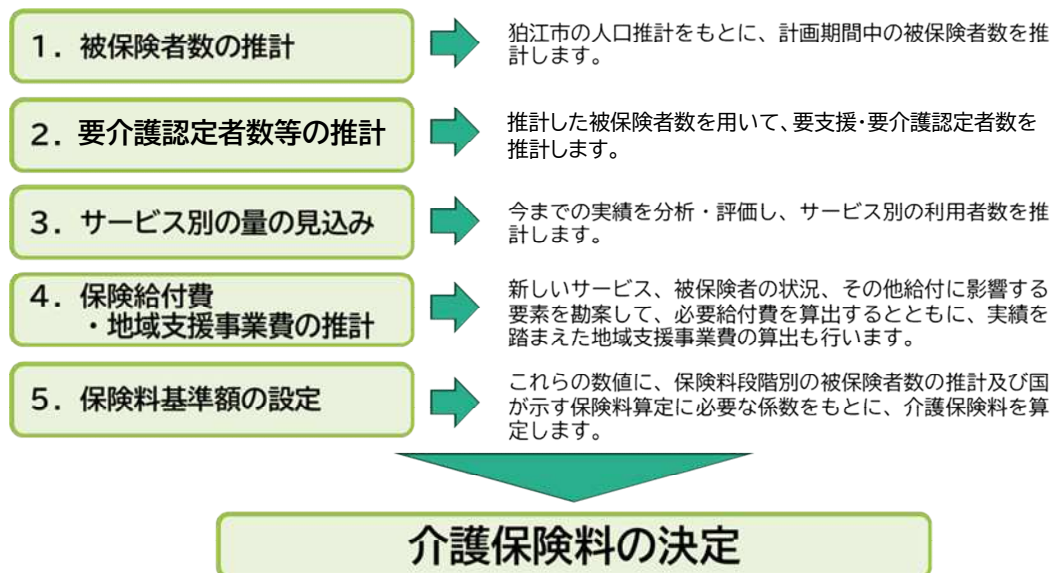
地域福祉	… 地域福祉計画	成年後見	… 成年後見制度利用促進基本計画
高齢者	… 高齢者計画（高齢者保健福祉計画）	高齢者	… 高齢者計画（介護保険事業計画）
障がい者	… 障がい者計画		

基本目標		施策 No.	施策	構成計画
4	総合的で切れ目のない生活支援システムづくり	4-1	身寄りのない市民等への支援体制の整備を推進します。	地域福祉
		4-2	ケアラーを支援する体制整備を推進します。	地域福祉 高齢者 障がい者
		4-3	住宅確保要配慮者の状況に応じた住まいの確保に向けた支援体制を推進します。	地域福祉 高齢者 障がい者
		4-4	多様な福祉人材の確保・育成に向けた支援体制を充実させます。	地域福祉 高齢者 障がい者
		4-5	権利擁護支援の必要性を判断・検討し、成年後見制度の利用が必要な場合に適切な候補者を推薦する仕組みの整備を推進します。	成年後見
		4-6	社会情勢の変化に合わせた高齢者の生活支援サービスの充実を図ります。	高齢者
		4-7	健康づくりと介護予防・フレイル予防を推進します。	高齢者
		4-8	地域密着型サービスの整備を推進します。	高齢者
		4-9	介護サービスの給付の適正化を推進します。	高齢者
		4-10	介護施設・事業所における適正な運営を支援します。	高齢者
		4-11	地域における障がい者の自分らしい生活の継続を支援する体制を整備します。	障がい者
5	多機関で協働して支援に当たる体制の構築	5-1	重層的支援体制整備事業を円滑に実施できるよう、会議体の改廃、設置の検討を推進します。	地域福祉
		5-2	権利擁護支援の地域連携ネットワーク関係者が連携して、権利擁護支援が必要な市民をチームで支援する体制整備を推進します。	成年後見
		5-3	中核機関のコーディネート機能を強化し、包括的・多層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を効果的に推進します。	成年後見
		5-4	権利擁護支援の地域連携ネットワークを活用し、権利侵害を防止する体制の構築を推進します。	成年後見 高齢者 障がい者
		5-5	介護サービスと医療の連携・協力体制を推進します。	高齢者
		5-6	年齢にかかわらず、サービスを適切に受けられるよう、介護保険サービスと障がい者福祉サービスの連携を推進します。	高齢者 障がい者
		5-7	介護保険サービスの質の向上を目的として事業者間の連携を強化します。	高齢者
		5-8	障がい福祉サービス事業者その他の関係機関との連携を推進します。	障がい者



10. 介護保険サービスの見込み

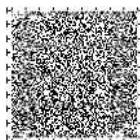
高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画は一体的に策定することが法律上規定されています。また、介護保険事業計画では、計画期間の3年間について、介護保険サービスの必要量を推計し、介護保険料をいくらに設定すべきか定めています。介護保険料は、以下のような手順で計算されています。



11. 障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービスの見込み

本計画では、現在の利用実績等に関する分析や、障がい者等の利用に関する意向を勘案した上で、計画期間中に必要となるサービスの見込量を設定しています。

また、国の指針に即し、令和8（2026）年度末における障がい者福祉サービス及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に関する成果目標を設定しています。



刊行物番号 R 6 - 35

狛江市第 1 次地域共生社会推進基本計画

～あいとぴあレインボープラン～

[概要版]

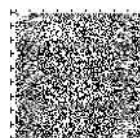
令和 6（2024）年 12 月発行

発行：狛江市

狛江市和泉本町 1 丁目 1 番 5 号

電話 03（3430）1111

無償頒布





狹江市

Komae city

